

なに文化サポーター倶楽部御中

NPO団体の活動をトータルにサポートします！

# NPO活動総合保険 のご案内

18年3月1日



あいおい損害保険株式会社

## はじめに

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、貴団体の事業運営に関して、ご提案の機会を得られましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、NPO団体が安心して活動できる環境づくりに応えるため、団体や会員個人がそれぞれ負担する損害賠償責任と活動中の会員の傷害補償などを包括して補償する『NPO（非営利活動団体）活動総合保険』を独自開発いたしました。

『NPO（非営利活動団体）活動総合保険』は、NPO法の施行によってクローズアップされる「団体としての責任能力・社会的信用」について、十分な対策を施せる内容となっております。

以下のご提案についてご検討いただき、是非ともご採用下さいますようお願い申し上げます。

敬具

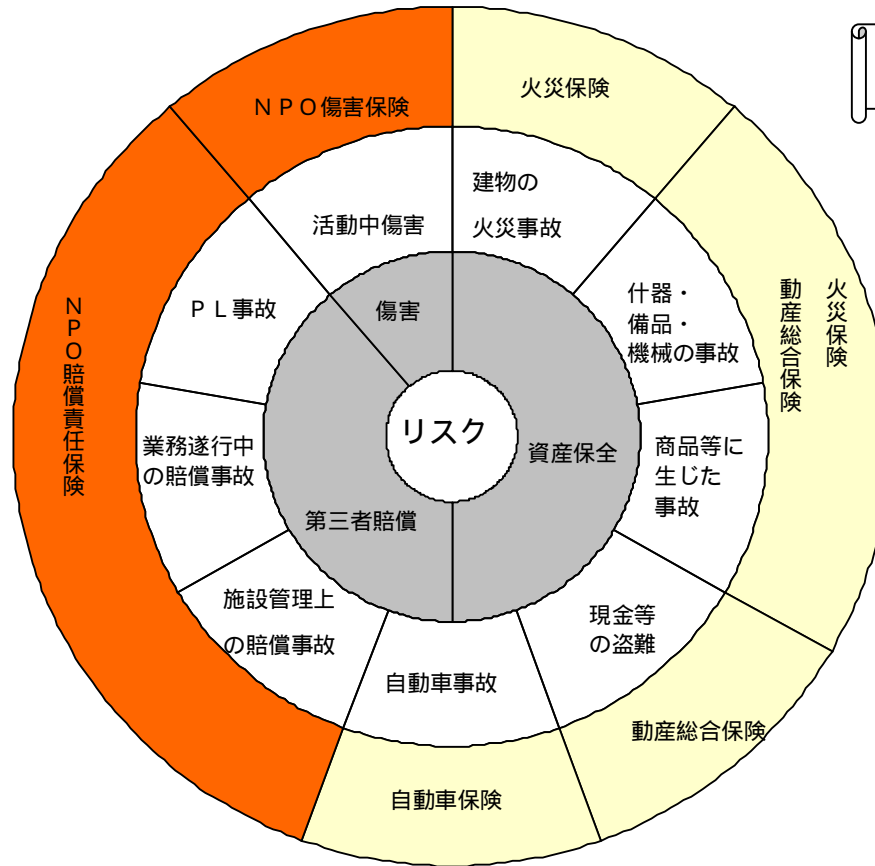
18年3月1日

# NPOをとりまくリスク

## リスクマネジメントとは

NPOをとりまくリスクは、その対象によって様々な種類があります。また、リスクによって対応する保険も種類が異なります。

団体のもつリスクを吟味し、それに対応する保険に加入するなど、万一の事故に備えることを「リスクマネジメント」といいます。



安心の輪

「安心の輪」に該当しないリスクも存在しており、このようなリスクに対しては保険を自由設計するなどして対応いたします。

# NPO（非営利活動団体）活動総合保険の概要

## NPO活動総合保険とは...

NPO 団体および役職員、会員（正会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）の皆様の活動を取りまく危険を総合的にカバーする、NPO 団体専用の総合補償プランです。

### 【保険契約者】

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく法人  
 （ただし、NPO 法に定める「特定非営利活動」の趣旨に合致する団体であれば、他の法律に基づき設立された法人または任意団体（人格なき社団）もご契約いただけます。）

### 【被保険者】

団体、理事・役員、職員、個人会員  
 （NPO 団体傷害保険では、NPO 団体は被保険者となりません。）  
 オプション契約(a)～(c)は、NPO 団体が被保険者となります。

## 本プランの特長

NPO 団体を取りまく様々なリスクに関わる補償がパッケージされています。

必要に応じ、各種の補償を自由に選択することができます。

例) NPO 賠償責任保険 + 借用自動車危険担保特約 + 感染症見舞金補償

NPO 団体向けに新しく作られた保険で、低廉な保険料設定を実現しました。

会員の方の記名が不要ですので、加入手続きは簡単です。

## 非営利活動団体（NPO）総合補償プラン

### 基本契約

#### **NPO賠償責任保険**（非営利活動団体賠償責任保険（施設所有・管理者・生産物取扱者付帯））

NPO 活動中の第三者に対する賠償責任をカバーします。

#### **NPO団体傷害保険**（非営利活動団体傷害保険特約付帯普通傷害保険）

NPO の会員が活動中に被った傷害をカバーします。

上記補償のいずれか一つまたは両方をお選びいただけます。

### オプション契約

#### **借用自動車危険担保特約**（NPO 賠償責任保険に付帯）

借用自動車（レンタカーを除く）で発生した対人・対物・車両事故について、当該自動車の自動車保険に上乘せしてカバーします。

#### **経済的損害担保特約**（NPO 賠償責任保険に付帯）

ケアプランの作成遅延などにより給付が遅れたことによる賠償責任などを補償します。

#### **(a)自動車保険料等級ダウン補償**（約定履行費用保険）

会員が活動中に自動車事故を起こし当該自動車保険の等級がダウンした場合、「等級ダウン見舞金」をお支払いします。

#### **(b)感染症見舞金補償**（約定履行費用保険）

NPO の会員が活動中に万一感染症にかかった場合、「感染症見舞金」をお支払いします。

#### **(c)身元信用保険**

NPO の会員が業務遂行先で行なった横領などにより被った NPO 団体の賠償責任などをカバーします。

オプション契約(a)～(c)は NPO 賠償責任保険とセットでご契約ください。

## 基本契約；NPO賠償責任保険

### NPO賠償責任保険の特長

以下の事故により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を、この保険でカバーします。

第三者賠償責任	NPO団体の活動中・活動の結果、または所有・使用・管理する施設に起因する賠償事故
交差責任担保	会員相互間の身体障害・財物損壊に関わる賠償責任
受託物・借用物の損壊	他人の財物（以外用品も含む）の損壊・紛失・盗取に関わる賠償責任
人格権侵害による賠償	利用者に対する自由の拘束や名誉毀損、プライバシーの侵害による賠償責任
事故対応費用	活動中の事故に起因し、賠償責任の有無に関わらず当社の同意を得て支出した費用など（事故担当者の派遣費用や現場保存費用など）
見舞費用担保	対人事故が発生した場合、法律上の賠償責任を負担することなしに、慣習として支払った見舞金

### お支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
- 団体・役員もしくは職務に従事中の職員に対する賠償責任
- 故意又は重大な過失により法令に違反して製造販売したものまたは行なった仕事の結果の損害
- 被保険者である個人から次の者に対する事故（他人と見做しません）
  - ・配偶者
  - ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- 診察・治療・看護・疾病予防等の医療行為またはこれに類するものに起因する事故
- 被保険者の活動目的に従って行なう活動中以外の間の事故
- 地震・噴火・洪水・津波等の天災

例えば、こんな場合に補償します。

#### 他人にケガをさせた

介護を行っていたところ、誤って手を滑らせ利用者にケガを負わせてしまった。利用者はサービス業務を請負った団体に治療費の支払いを求めてきた。

#### 施設管理上の不備

用具倉庫のカギをかけ忘れ、子供が中で遊んで、保管物の下敷きとなった。

#### 他の会員にケガをさせた

イベント準備で器材を運び入れている際に、居合わせた他の会員の足に落としてケガをさせてしまった。

#### 他人の所有物の損壊

ボランティアとして出かけて行った会員が、先方会場で実演中に備品を壊してしまった。

#### 人格権侵害等

相談業務を通じて知ったことについてうっかり他言したところ、プライバシー侵害で訴えられた。

#### ケガの見舞金

野球教室で、引率していた子供にケガ人が出てしまい、管理責任は問われなかったものの、見舞金を払うこととなった。

#### レンタル品の損壊

団体の行事を実施するために借りてきたテントを誤って壊してしまった。

#### 食中毒

団体主催のセミナーで配られた弁当が原因で食中毒が発生。受講者が入院することとなり、治療費を請求された。

#### 事故対応費用

会員の不手際により利用者が大ケガをした。急遽スタッフを派遣し事故処理に当たらせることとなったが、出張費等の支出が発生した。

この保険により、以下のような費用が支払われます。

- 治療費、入通院費、慰謝料、休業損失、葬儀代、死亡による逸失利益、物の修理代などの損害賠償金
- 保険会社の承認を得た裁判、調停、仲裁などの争訟費用
- 事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費など）
- 対人事故が発生した場合において、賠償責任を負担することなく慣習として支払った弔慰金、見舞金

## 基本契約；NPO団体傷害保険

### NPO団体傷害保険の特長

NPO 団体の構成員 が、活動中あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故など外的要因による事故）でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡された場合に、この保険でカバーします。

細菌性食物中毒や地震・噴火・津波等の天災により傷害を被った場合なども、特約によりこの保険でカバーできます。

健康保険、生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いしますので、団体としての補償制度が充実します。

入院や通院した場合、1 日目から保険金のお支払いの対象となります。

準記名式なので、被保険者名を記名する必要がなく、お手間がかかりません。（名簿の備付けをお願いします。）

### お支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうによる事故
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- 他覚症状のないむち打ち症または腰痛
- 被保険者の無資格運転、酒酔い運転による事故
- NPO 団体の管理下でないプライベートタイムでの事故

#### 団体の構成員とは

NPO を構成する理事、役員、職員、正会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など当該団体に所属または登録した者を言います。ただし、団体が提供するサービスの利用のみを目的とする会員は除きます。

例えば、こんな場合に補償します

#### 役員がケガ

役員が講演先の会場で火災に遭い、避難の途中でヤケドを負った。

#### 会員が活動先でケガ

野球教室で、参加者を誘導中に足を踏み外して転倒し足を骨折した。

#### 自動車搭乗中の事故

スタッフを、団体主催のイベント会場へマイカーで搬送中、事故が発生して全員が軽傷を負った。

#### 活動先への移動中の事故

ボランティアが自宅から利用者宅へ向かう途中、自動車事故に遭いケガをした。

#### 会員が食中毒で入院

団体の活動中、昼食に食べた弁当が腐っており、食中毒により入院した。

(特約付帯により担保)

#### 地震によりケガ

地震災害のあった地域へボランティアのため訪問したが、余震のため塀の下敷きになりケガを負った。

(特約付帯により担保)

この保険により下記の保険金が支払われます。

- 死亡保険金.....事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- 後遺障害保険金.....事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害を被ったとき
- 入院保険金.....生活機能または業務機能の滅失をきたし、かつ、入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から180日を限度として支払われます。
- 手術保険金.....入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けた場合は、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じた額が支払われます。
- 通院保険金.....生活機能または業務機能の滅失をきたし、かつ、医師の治療を受けたとき、その通院日数に対して90日を限度として支払われます。

\* 死亡保険金と後遺障害保険金は、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。



## オプション契約について

### オプション ; 借用自動車危険担保特約

一時的に使用する他人の自動車（レンタカーを除く）で発生した対人・対物・車両事故について、当該自動車保険に上乗せし補償します。

団体のチャリティバザーに集まった出展品を運ぶため、近所の家から軽トラックを借りてきたが、事故を起こしてしまった。

### オプション ; 経済的損害担保特約

ケアプランの作成遅延や介護認定申請代行の失念により、給付が遅れたことによる賠償責任を補償します。

介護保険のケアプラン作成が遅れたことにより保険給付が遅れ、給付されなかった分の賠償請求をされた。

### オプション(a) ; 自動車保険料等級ダウン補償

会員が活動中に事故を起こし、当該自動車保険の等級がダウンしたことによって継続契約の自動車保険料アップ分等を補償規定に基づいて支払う見舞金を補償します。

団体の活動として、クルマで子供をイベント会場に送る途中、物損事故に遭って、無事故等級がダウンした。

### オプション(b) ; 感染症見舞金補償

活動中に1類～3類またはHIV・肺結核・B型肝炎・疥癬・MRSAなどの感染症に罹患し、入院または通院したことに対し、団体がその規約に基づき見舞金を支払った場合の費用を補償します。

【1類～3類感染症】  
細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、O-157など

会員がホームヘルプに際し、腸チフスに感染して入院した。

### オプション(c) ; 身元信用保険

会員が活動遂行先で行なった窃盗・横領等が原因で、団体自体が被害者から賠償責任を求められた場合などを補償します。

会員が、利用者から預かった通帳から勝手に引出し、費消してしまった。そのため、団体に対して監督責任として賠償責任が求められた。

# ご契約パターン

基本契約  
(保険料は二ヶ月を標準)

N P O	賠償責任 保険	補償項目		補償金額(てん補限度額・支払い限度額)	
		対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円	
	賠償責任(免責金額なし)	受託物・借用物	1事故	50万円(現金は10万円)	
		人格権侵害	1名(1事故・保険期間中)	50万円(100万円)	
		事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用			死亡	50万円
				後遺障害	1.5万円～50万円
				入院日数に応じて2～10万円 / 通院日数に応じて1～5万円	

N P O	傷害 保険	死亡保険金額	200万円
		後遺障害保険金額	200万円～6万円
		入院保険金日額	2,000円
		手術保険金額	入院保険金日額の10・20・40倍
		通院保険金日額	1,000円

オプション契約

オプション (NPO 賠償責任保険付帯用)	借用自動車危険担保特約 (免責金額なし)	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
		車両	1事故	200万円
オプション (NPO 賠償責任保険付帯用)	経済的損害担保特約		1事故(保険期間中)	100万円(300万円)
オプション(a)	自動車保険料等級ダウン補償		下記以外	5万円
			軽自動車・小型二輪	3万円
			原付	1万円
オプション(b)	感染症見舞金補償		死亡(葬祭見舞金)	100万円
			入・通院日数 31日以上	7万円
			入・通院日数 8日～30日	5万円
オプション(c)	身元信用保険		入・通院日数 7日以下	3万円
			1名(保険期間中)	200万円(500万円)

## 保険料イメージ

(例) 介護・福祉団体	・事務局職員	10名(うちケアマネジャー2名)		
	・協力会員	300名	・年間実施サービス	4,000回
	・年間活動時間	10,000時間	・年間のべ活動人数	3,500名

NPO賠償責任保険 + NPO団体傷害保険 + オプション + オプション + オプション(a) + オプション(b) + オプション(c) の契約パターンの場合

契約パターン		年間保険料
基本契約	NPO賠償責任保険	30,000円
基本契約	NPO団体傷害保険(天災・食中毒なし)	24,500円
オプション	借用自動車危険担保特約	20,000円
オプション	経済的損害担保特約	2,040円
オプション(a)	自動車保険料等級ダウン補償	50,000円
オプション(b)	感染症見舞金補償	20,000円
オプション(c)	身元信用保険	122,336円
合計保険料		268,876円

## ご契約方法について

団体として協力会員などの名簿を備付けていただきます。備付けの名簿に記載された方が補償の対象になります。  
 お申し込み時に、暫定保険料(過去1年間の延べ活動時間などにより見込まれる暫定の活動実態により計算)を頂戴し、保険期間終了時に、暫定保険料と確定保険料(1年間の活動実態により算出)との差額を精算いたします。  
 保険期間途中で会員の増減があった場合、その都度名簿を提出していただく必要はありません。  
 オプション(a)、オプション(b)を付帯する場合は、団体に見舞金給付の規約を設ける必要があります。

## 重要事項説明 重要なことがらを説明しています。ご契約の際には必ずお読みください。

### ご契約の際にご確認ください。

- この保険は、非営利活動団体賠償責任保険、非営利活動団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、約定履行費用保険災害等補償費用特約、身元信用保険で構成します。
- この企画書は概要を説明したものです。ご契約内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては、代理店・扱者または弊社にご照会ください。
- 他人のための契約または団体契約について  
保険のご契約者以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)には、その方にもここに記載してあることがらをお伝えください。

### ➢ 申込書の記載内容をご確認ください。

保険契約申込書に記載されている各項目については正しくご記入ください。特に保険期間、各特約条項、保険の対象(仕事の内容、保険料算出の基礎など)、同種の他の保険契約の有無については再度ご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には保険金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったり不実のことを告げたときは、弊社より保険契約を解除することがあります。その際、すでに払い込まれた保険料は返還いたしませんのでご注意ください。

### ➢ 保険料の払込について

保険会社は保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料(分割払いの場合は第一回分割保険料)は必ずご契約時と同時にお払い込みください。保険料お支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。また、領収証の領収日より1ヵ月を経過しても保険証券が届かない場合は、領収証表面の照会先までご照会ください。

### ➢ 保険料の確定精算について

NPO賠償責任保険につきましては年間延活動時間を基に計算した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に確定保険料との差額をご精算させていただく契約方式となっております。一定の条件に合致した場合には「保険料確定特約」を付帯することにより、確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能ですが、その場合には以下の点にご注意ください。

ご契約時に直近会計年度の年間延べ活動時間が把握可能な資料等(保険料算出の基礎数値)に基づいて算出した保険料を領収いたします。  
保険期間中に「保険料確定特約」を削除することはできません。また、保険期間終了後に年間延活動時間等が減少・増加した場合でも、保険料の返戻・追加はいたしません。  
保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合には、支払保険金が削減され、もしくは保険金が支払われなくなる場合があります。  
保険契約が保険期間中に失効・解約した場合または次年度契約をご継続されない場合には、保険期間中の延べ活動時間に基づく確定保険料との差額をご精算いただきます。  
保険料確定特約」を付帯する場合は、契約時に「保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書」を提出していただきます。

NPO団体傷害保険は、「直近過去1年間の活動実績または保険期間中の予定活動日数に基づく活動区分ごとの延べ被保険者数」に基づいて算出した暫定保険料にご契約いただき、保険期間終了後に「保険期間中の活動区分ごとの延べ被保険者数」に基づき確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算させていただく契約方式になります。なお、保険期間10ヶ月経過後満期日までの間において、以下のイ～ニのすべての条件を充足することを約した「保険料確定精算省略確認書 4」のご提出をいただくことにより、当年度契約締結時の保険料を確定保険料とみなし通知・精算を省略することができます。ただし、適用条件を満たさなくなった場合あるいは保険契約が失効または解除となった場合は、確定精算を行なっていただきます。

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| イ. 保険契約を継続すること                 | ロ. 当該保険契約および継続契約の保険期間が1年間であること     |
| ハ. 保険契約を継続する限り保険料精算省略方式を採用すること | ニ. 継続契約の暫定保険料を「前年活動実績人数」に基づき算出すること |

### ➢ 共同保険契約について

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。弊社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

### ➢ 損害保険契約者保護機構等について

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、ご契約の保険金の支払いや解約返れい保険料の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。本保険商品の基本契約のうち、NPO賠償責任保険につきましては損害保険契約者保護機構の対象外契約となりますので、保険会社破綻時の財産状態に応じて、保険金や解約返れい保険料が削減される場合があります。また、基本契約のうち、NPO団体傷害保険につきましては、引受保険会社が経営破綻した場合は、「損害保険会社契約保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき、保険金、解約返れい金等のお支払いする金額は、一部削減されることとなりますのでご注意ください。


- 約定履行費用保険(自動車保険料等級ダウン補償・感染症見舞金補償)では、当該補償内容を定めた「見舞金規程」が、契約者の規約として制定されていることが必要です。

### ご契約後にご注意いただきたいこと

- **ご契約内容に変更が生じた場合は、事前に必ず代理店・扱者または弊社にご連絡ください。**  
 ご連絡がない場合は、変更の後に生じた事故については、保険金がお支払いされなかったり、削減されることがありますのでご注意ください。  
ご契約者または被保険者のご住所の変更など保険証券に記載されている事項の変更  
 この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約をご契約される場合
- **分割払契約の場合、払込期日にご注意ください。**  
 所定の払込期日までに分割保険料のご入金(口座振替を含む)がない場合、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- **保険証券は大切に保管ください。**

### 万一、事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

- **事故が発生した場合には、ただちに代理店・扱者または弊社まで次の事項をご連絡ください。**  
事故発生の日時・場所    事故の発生状況・原因    被害者の住所・氏名 など  
 ご連絡が遅れますと保険金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。
- **事故の解決にあたり、被害者と示談される場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がないと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

 <b>あいおい損害保険株式会社</b>	
【お問い合わせは】	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>明石支社</b></p> <p>住 所 : 明石市小久保 1 - 4 - 3    日本生命西明石ビル</p> <p>T E L : 078-929-1212</p> <p>担 当 者 :</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>取 扱 者 : I B Nホールディングス株式会社</p> <p>住 所 : 加古川市加古川町北在家 2482</p> <p>T E L : 0794-56-0880</p> <p>担 当 者 :</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。</p> </div>